２　第二条改正前事件における通訳人の関与、裁判所外における証拠調べ、参考人又は当事者本人の審尋、鑑定人の尋問の求め及び発問並びに検証の手続において作成される調書については、改正後民事訴訟規則第六十四条の二、第百五条の二、第百五条の四第三項及び第百三十三条第三項において準用する改正後民事訴訟規則第三十条の二第二項並びに第百五十一条の二第二項中「電子調書に記録しなければ」とあるのは、「調書に記載しなければ」として、これらの規定を適用する。

３　改正後民事訴訟規則第九十六条第三項の規定は、第二条改正後事件における進行協議期日に係る電子調書について適用し、第二条改正前事件における進行協議期日の調書については、なお従前の例による。

（呼出状の公示送達に関する経過措置）

第八条　第二条改正前事件における呼出状の公示送達については、なお従前の例による。

（電磁的記録の直送に関する経過措置）

第九条　第二条改正前事件における電磁的記録の直送については、改正後民事訴訟規則第四十七条の二第一項中「方法」とあるのは、「方法（同項第三号に掲げる方法を除く。）」として、同条の規定を適用する。

（民事訴訟法第百十七条第一項の訴えの訴状の添付書類に関する経過措置）

第十条　改正後民事訴訟規則第四十九条第二項及び第三項の規定は、訴えに係る事件（改正法附則第二条に規定する訴えに係る事件をいう。以下同じ。）であって施行日以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを除く。以下同じ。）における民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百十七条第一項の訴えの訴状の添付書類について、適用する。

（決定及び命令に関する経過措置）

第十一条　改正後民事訴訟規則第五十条第二項において準用する改正後民事訴訟規則第百五十五条の規定は、第二条改正後事件における決定及び命令について適用し、第二条改正前事件における決定及び命令については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第五十条の二の規定は、第二条改正後事件における電子決定書の作成に代わる電子調書の作成について適用し、第二条改正前事件における決定書の作成に代わる調書の作成については、なお従前の例による。

（訴訟手続の受継の申立てに関する経過措置）

第十二条　改正後民事訴訟規則第五十一条第三項から第七項までの規定は、第二条改正後事件における訴訟手続の受継の申立てについて、適用する。

（証拠収集の処分の申立てに関する経過措置）

第十三条　改正後民事訴訟規則第五十二条の六第四項から第七項までの規定は、施行日以後に申し立てられる訴えの提起前における証拠収集の処分の申立書の添付書類について、適用する。

（電子情報処理組織を使用する申立て等に関する経過措置）

第十四条　改正後民事訴訟規則第一編第七章の規定は、第二条改正後事件における改正法第二条の規定による改正後の民事訴訟法（以下「改正後民事訴訟法」という。）第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について、適用する。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿に関する経過措置）

第十五条　改正後民事訴訟規則第五十二条の二十七項及び第九項並びに第五十二条の二十二第二項及び第三項の規定は、第二条改正後事件における文書等又は電磁的記録から秘匿事項記載部分を除いたもの及び閲覧等用秘匿事項届出書面の提出について、適用する。

２　第二条改正前事件における文書等から秘匿事項記載部分を除いたもの及び閲覧等用秘匿事項届出書面が提出された場合の当該文書等及び秘匿事項届出書面の閲覧、謄写又は複製については、なお従前の例による。

（訴状の記載事項及び添付書類等に関する経過措置）

第十六条　改正後民事訴訟規則第五十三条第四項の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける訴状の記載事項について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。）における訴状の記載事項については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第五十五条第三項から第六項まで及び第五十五条の二の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける訴状の添付書類及び訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出について、適用する。

（訴状等の却下命令に対する即時抗告に関する経過措置）

第十七条　第二条改正前事件における訴状却下及び控訴状却下の命令に対する即時抗告に係る抗告状については、なお従前の例による。

（速記録に関する経過措置）

第十八条　改正後民事訴訟規則第七十一条及び第七十二条（これらの規定を改正後民事訴訟規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における電子速記録の作成及び電子調書への引用について適用し、第二条改正前事件における速記録の作成及び調書への引用については、なお従前の例による。

２　第二条改正前事件における速記原本の調書への引用、反訳及び訳読については、なお従前の例による。